

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	アップルインターナショナル株式会社	コード	2788
提出日	2026/3/6	異動（予定）日	2026/3/27
独立役員届出書の提出理由	2026年3月27日に開催予定の定時株主総会において、社外取締役及び社外監査役の選任議案が付議されるため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	西田 宜正	社外取締役	○														○		有
2	富士 容一	社外取締役	○														○		有
3	野尻 譲二	社外監査役	○														○		有
4	三好 智久	社外監査役	○														○	新任	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。	西田宜正氏は、長年にわたる金融機関及び事業会社の役員としての豊富な経験と知見に基づいた企業経営に関する高い見識を有しており、社外取締役として、当社の持続的な企業価値向上に向けて、株主・投資家目線から監督機能や助言に加え、経営陣の迅速・果敢な意思決定への貢献が期待できる人物であると判断したためであります。また、左記のとおり、同氏は上記aからlのいずれにも該当しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
2	該当事項はありません。	富士容一氏は、これまで企業経営に関与しておりませんが、民間企業における経験、実績からなる幅広い知見と見識を有しております。その経験と実績を当社の経営に活かしていただけるものと判断したためであります。また、左記のとおり、同氏は上記aからlのいずれにも該当しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
3	該当事項はありません。	野尻譲二氏は、山梨トヨペット株式会社において常務執行役員を務めるなど豊富な経営経験があり、経営者視点に立って高い見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。また、左記のとおり、同氏は上記aからlのいずれにも該当しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
4	該当事項はありません。	三好智久氏は、長年にわたる金融機関及び事業会社の役員としての豊富な経験と知見を有し、当社のコンプライアンスを維持するために役割を十分に果たしていただけると判断したためであります。また、左記のとおり、同氏は上記aからlのいずれにも該当しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

## 4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。